

## 2 議員立法の動き

戦後強制抑留者問題、恩給欠格者問題、在外財産問題の関係者団体や自由民主党の関係議員連盟は、戦後処理問題懇談会報告の提唱する特別の基金を創設することでの問題解決には、当初から反対しており、政府の特別基金構想とは別に、議員立法により関係者に個別給付をすることを企画し、法案作成とともに党内調整を進めた。

このうち、戦後強制抑留者に対する議員立法については、昭和61年5月9日に自民党総務会で了承され、同月15日の段階で、党三役が同法案を次期国会へ提出し成立を期す旨の了承事項にサインしたが、政府側が了承せず、国会提出までに至らなかつた。

また、第109回国会（昭和62年8月28日）及び第112回国会（昭和63年3月10日）に「被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」が社会・公明・民社三党から提出されたが、いずれも審議未了のため廃案となつた。

### 3 認可法人平和祈念事業特別基金

#### (1) 平和祈念事業特別基金等に関する法律案の審議

平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うとともに、戦後強制抑留者の問題については、これらの方々が、戦後、酷寒の地で強制労働に従事させられ、大変ご苦労されたという特殊な事情を考慮して、本邦に帰還された方々に対し、個別に慰労の措置を講ずることなどの内容を盛り込んだ、「平和祈念事業特別基金等に関する法律案」が第112回国会に政府提案で提出された（昭和63年2月12日）。

この法律案は、4月21日から衆議院内閣委員会で審議が開始され、4月26日、28日、5月10日の内閣委員会において、参考人の意見聴取と審議が進められ、原案のとおり可決すべきものと決定された。これを受け、5月10日衆議院本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月12日から内閣委員会で審議されることとなり、引き続き、5月17日の内閣委員会においても参考人の意見聴取と審議が進められ、原案のとおり可決すべきものと決定された。これを受けて5月18日の参議院本会議において可決、成立し、5月24日法律第66号として公布、施行された（12頁参照）。

この法律の公布施行とともに、総理府の特別基金検討調査室は、特別基金事業推進室に衣替えし、平和祈念事業特別基金等に関する法律の施行に関する事務を行うこととなった。

#### (2) 法律案提案理由説明

小渕官房長官による「平和祈念事業特別基金等に関する法律案」提案理由説明

ただいま議題となりました平和祈念事業特別基金等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題などのいわゆる戦後処理問題につきましては、近年、国に対し補償措置等を求める声が強まり、種々の論議が行われてまいりました。このため、昭和57年6月に学識経験者による戦後処理問題懇談会を設置し、同懇談会において、これらの戦後処理問題についてどのように考えるべきかについて、2年半にわたり慎重かつ公平な検討が行われました。

その結果、昭和59年12月に内閣官房長官に対し、いわゆる戦後処理問題については、もはやこれ以上国において措置すべきものはないが、関係者の心情には深く心をいたし、今次大戦における国民のとうとい戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設する旨の提言が行われたところであります。

政府としては、同懇談会報告の趣旨に沿って所要の措置を講ずることを基本方針とし、その具体的な内容等について種々検討調査を行ってきた結果、平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うとともに、戦後強制抑留者の問題については、これらの方々が、戦後、酷寒の地で強制労働に従事させられ、

大変御苦労をされたという特殊な事情を考慮して、本邦に帰還された方々に対し、個別に慰労の措置を講ずることとした所であります。

以上の経緯を踏まえて、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、第一に、この法律の趣旨は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給等を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等関係者の戦争犠牲による苦労について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金を設立するとともに、戦後強制抑留者に対し、慰労品の贈呈等を行うことについて必要な事項を規定するものであります。

第二に、平和祈念事業特別基金についてであります。その目的は、今次の大戦におけるとうとい戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことであります。

基金の資本金は、10億円とし、政府がその全額を出資することとしております。なお、昭和63年度から5年度を目途として、政府の出資額が200億円となるまで、基金に追加して出資するものとしております。

また、基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、基金の業務に關し学識経験を有する者10人以内で組織する運営委員会を置くこととしております。

基金の業務は、関係者の労苦に関する資料の収集及び展示、調査研究、出版物その他の記録の作成その他基金の目的を達成するために必要な業務としております。

このほか、財務会計に関する事項等所要の規定を設けております。

第三に、戦後強制抑留者またはその遺族に対する慰労品の贈呈及び慰労金の支給についてであります。

まず、慰労品の贈呈ですが、戦後強制抑留者またはその遺族に總理府令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとし、基金にその慰労の事務を行わせるものとしております。

次に慰労金の支給ですが、戦後強制抑留者またはその遺族で、日本の国籍を有するものには、慰労金を支給することとしております。ただし、年金恩給等の受給者等には、支給しないこととしております。

慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位はそれぞれこの順序によることとしております。

慰労金の額は10万円とし、2年以内に償還すべき記名国債をもって交付することとしております。

また、慰労金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行うこととしておりますが、この請求期間は昭和68年3月31日とし、この期間に請求のない場合には、慰労金を支給しないこととしております。

なお、慰労金の支給に関する事務のうち、請求の受理及び審査に関する事務を基金に行わせるものとしております。

このほか、慰労金の支給等に関し所要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願ひいたします。

### (3) 平和祈念事業特別基金等に関する法律

(昭和 63 年 5 月 24 日法律第 66 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 平和祈念事業特別基金

　第 1 節 総則（第 3 条—第 9 条）

　第 2 節 設立（第 10 条—第 14 条）

　第 3 節 管理（第 15 条—第 26 条）

　第 4 節 業務（第 27 条・第 28 条）

　第 5 節 財務及び会計（第 29 条—第 38 条）

　第 6 節 監督（第 39 条・第 40 条）

　第 7 節 雜則（第 41 条・第 42 条）

第 3 章 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等

　第 1 節 慰労品の贈呈（第 43 条）

　第 2 節 慰労金の支給（第 44 条—第 55 条）

　第 3 節 雜則（第 56 条）

第 4 章 罰則（第 57 条—第 59 条）

附則

#### 第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この法律は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等（以下「関係者」という。）の戦争犠牲による

しゃ

労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金の制度を確立し、及び戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行うことに関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第 2 条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主义共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう。

#### 第 2 章 平和祈念事業特別基金

第 1 節 総 則

（目的）

第 3 条 平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第4条 基金は、法人とする。

(数)

第5条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第6条 基金の資本金は、10億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第7条 基金は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第8条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第9条 民法(明治29年法律第89号)第44条及び第50条の規定は、基金について準用する。

## 第2節 設立

(発起人)

第10条 基金を設立するには、学識経験を有する者5人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第11条 発起人は、定款及び事業計画書を総務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

第12条 総務大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第1項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画に虚偽の記載がないこと。

三 今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するにふさわしい事業を適切に行うことが確実であると認められること。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者たちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、それぞれ第18条第1項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第13条 前条第2項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第6条第1項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第14条 理事長となるべき者は、前条第2項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによって成立する。

### 第3章 管理

#### (定款記載事項)

第15条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 財務及び会計に関する事項
- 八 定款の変更に関する事項
- 九 公告の方法

2 基金の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### (役員)

第16条 基金に、役員として、理事長1人、理事1人及び監事1人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事1人を置くことができる。  
(役員の職務及び権限等)

第17条 理事長は、基金を代表して、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う  
3 監事は、基金の業務を監査する。  
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。  
(役員の任命)

第18条 理事長及び監事は、総務大臣が任命する。

2 理事は、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。  
(役員の任期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。  
(役員の欠格条項)

第20条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることはできない。

#### (役員の解任)

第21条 総務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 総務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。  
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき。  
二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

#### (役員の兼職禁止)

第22条 役員（非常勤の理事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (代表権の制限)

第23条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

#### (運営委員会)

第24条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 第19条並びに第21条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

#### (職員の任命)

第25条 基金の職員は、理事長が任命する。

#### (役員及び職員の公務員たる性質)

第26条 基金の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第4節 業務

#### (業務)

第27条 基金は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
  - 二 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。
  - 三 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。
  - 四 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要か業務を行うこと。
- 2 基金は、前項に掲げる業務のほか、第43条第2項に規定する慰労の事務及び第55条第1項に規定する審査等の事務を行う。
- 3 基金は、第1項第5号に掲げる業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

#### (業務方法書)

第28条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

### 第5節 財務と会計

#### (事業年度)

第29条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (予算等の認可)

第30条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (財務諸表等)

第31条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項及び第3項

において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に総務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 基金は、第1項の規定による総務大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第32条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第33条 基金は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(運用資金)

第34条 基金は、第27条第1項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設け、第6条第1項及び第2項の規定により出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(運用資金及び余裕金の運用)

第35条 基金は、次の方法によるほか、前条の運用資金(以下「運用資金」という。)及び業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他総務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他総務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの(財産の処分の制限)

第36条 基金は、総務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第37条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総務省令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

## 第6節 監督

(監督)

第39条 基金は、総務大臣が監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第40条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の施設に立ち入り、

業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第7節 雜 則

(解散)

第41条 基金の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第42条 総務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第27条第3項、第28条第1項、第30条、第33条又は第36条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第36条又は第38条の規定により総務省令を定めようとするとき。
- 三 第31条第1項又は第37条の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第35条第1号又は第2号の規定による指定をしようとするとき。

## 第3章 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等

### 第1節 慰労品の贈呈

(慰労品の贈呈)

第43条 総務大臣は、戦後強制抑留者又はその遺族に総務省令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとする。

- 2 総務大臣は、前章の規定により基金が設立されたときは、基金に、前項の慰労の事務を行わせるものとする。

### 第2節 慰労金の支給

(慰労金の支給)

第44条 戦後強制抑留者又は昭和63年7月31日以前に死亡した戦後強制抑留者（以下「死亡者」という。）の遺族で、同年8月1日において日本の国籍を有するものには、前条第1項の慰労品を贈るほか、慰労金を支給する。ただし、同日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者若しくは同日前においてその権利を有した者又はこれらの者の遺族（その権利を有する者又はその権利を有した者が死亡者の遺族であるときは、当該死亡者の他の遺族を含む。）については、この限りでない。

- 一 恩給法（大正12年法律第48号）その他の恩給に関する法令の規定による年金たる恩給（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第22条第1項ただし書の規定による傷病賜金を含む。）で、当該年金たる恩給の給与事由が第2条に規定する地域において強制抑留されていた期間（以下この項において「抑留期間」という。）内に負傷し、若しくは疾病にかかつたことにより生じたもの又は抑留期間が当該年金たる恩給の基礎在職年に算入されているもの
- 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金又は遺族給与金で、当該給付の支給事由が抑留期間内に発した負傷又は疾病により生じたもの
- 三 退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づく退職年金又は遺族年金（昭和63年7月31日において退職したとしたならば抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づき支給されることとなる退職年金を含む。）

- 2 慰労金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。
- 3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、昭和68年〔平成5年〕3月31（死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和64年〔平成元年〕4月2日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日から起算して4年を経過する日）までに行わなければならぬ。
- 4 前項の期間内に慰労金の支給を請求しなかった者には、慰労金は、支給しない。

（慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲）

第45条 慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和63年7月31日以前に、死亡者の2親等内の血族（以下この項において「近親者」という。）以外の者の配偶者となった者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年8月1日において当該養子である者を除き、子、孫又は兄弟姉妹については、死亡者の死亡の日以後同年7月31日以前に離縁によって死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年8月1日において近親者以外の者の養子となっている者を除く。

- 2 死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、その子は、死亡者の死亡の当時における子とみなす。
- 3 前項の子で、昭和63年8月2日以後に出生し、かつ、出生によって日本の国籍を取得したものは、同月1日において日本の国籍を有していたものとみなす。

（慰労金の支給を受けるべき遺族の順位等）

第46条 慰労金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の日においてその死亡者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

- 2 前項の規定により慰労金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和63年8月1日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同月2日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日）以後引き続き1年以上生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を慰労金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。
- 3 慰労金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした慰労金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした慰労金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

（慰労金の額及び記名国債の交付）

第47条 慰労金の額は、10万円（遺族に支給する慰労金にあっては、死亡者1人につき10万円）とし、2年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

- 2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。
- 3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第2項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 この法律に定めるもののほか、第2項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(慰労金に係る権利の承継)

第48条 慰労金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に慰労金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該慰労金の支給を請求することができる。

2 第46条第3項の規定は、次の場合について準用する。

- 一 前項の規定による請求に基づいて慰労金の支給を受けるべき同順位の相続人が2人以上ある場合
- 二 前条第1項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が2人以上ある場合において、当該国債の記名者の死亡前に支払うべきであった当該国債の償還金の請求若しくはその支払をし、又は当該国債の記名変更の請求若しくはその記名変更をするとき。

(異議申立期間)

第49条 慰労金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第48条の規定にかかわらず、同法第14条第3項の規定は、準用しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第50条 慰労金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。  
(差押えの禁止)

第51条 慰労金の支給を受ける権利及び第47条第1項に規定する国債は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合は、この限りでない。

(非課税)

第52条 慰労金には、所得税を課さない。

2 慰労金に関する書類及び第47条第1項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第53条 第47条第1項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、総務大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により総務大臣が取り扱う事務について必要な事項は、総務省令で定める。  
(慰労金の返還)

第54条 不実の申請その他不正の手段により第47条第1項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、総務大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、総務大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第1項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、総務大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。  
(審査等の事務の取扱い)

第55条 総務大臣は、前章の規定により基金が設立されたときは、基金に、第44条第2項の認定に関する事務のうち、慰労金の支給の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務（次項において「審査等の事務」という。）を行わせるものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

### 第3節 雜 則

(総務省令への委任)

第56条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この章の規定の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総務省令で定める。

### 第4章 罰 則

第57条 第40条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

第58条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第8条第1項に規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 三 第27条第1項及び第2項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 四 第35条の規定に違反して運用資金又は業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第39条第2項の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

第59条 第7条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第27条第2項、第3章及び次条の規定は、昭和63年8月1日から施行する。

(国債の発行の日)

第2条 第47条第2項に規定する国債の発行の日は、昭和63年9月1日とする。

(政府の出資)

第3条 政府は、第27条第1項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るため、昭和63年度から5年度を目途として、第6条第1項及び第2項の規定により出資される金額が200億円となるまで、基金に出資するものとする。

(経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に平和祈念事業特別基金という名称を使用している者については、第7条第2項の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第5条 基金の最初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の3月31日に終わるものとする。

第6条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第30条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第7条～第12条 (関係法律の改正、略)

### 附 則 (昭和63年12月30日法律第109号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二　　[略]

三　次に掲げる規定　昭和64年（平成）4月1日

　イ～ヌ　　[略]

四　　[略]

（注）　昭和63年法律第109号「所得税法等の一部を改正する法律」

附　則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

〔後略〕

一・二　　[略]

（注）　平成12年法律第160号「中央省庁等改革関係法施行法」

#### (4) 設立の経緯

平和祈念事業特別基金等に関する法律の公布施行に伴い、昭和63年6月14日、東京において、7名の民間学識経験者が設立発起人となり、平和祈念事業特別基金発起人会が開催された。発起人会においては、まず、発起人会の議長兼代表として水上達三氏が選出され、平和祈念事業特別基金設立趣意書が原案どおり決定された。その結果、昭和63年6月23日に内閣総理大臣の認可を受け7月1日に設立登記が行われ、同日付けをもって平和祈念事業特別基金が設立された。そして、この基金において、関係者に対し慰藉の念を示す事業及び戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等の事業が開始されることとなった。

#### 【平和祈念事業特別基金設立発起人会】

猪木 正道	平和安全保障研究所会長 京大名誉教授
小林與三次	読売新聞社社長 日本テレビ会長
禿河 徹映	国民金融公庫副総裁
花村仁八郎	経団連副会長
林 敬三	日本赤十字社名誉社長
水上 達三	日本貿易会名誉会長
吉國 一郎	元内閣法制局長官

#### 【平和祈念事業特別基金設立趣意書】

先の大戦は、極めて苛烈かつ長期間にわたったため、その被害も甚大であり、軍人軍属、一般民間人の別なく、また、国の内外を問わず、全ての国民が程度の差こそあれ、戦争により何らかの犠牲を余儀なくされたところであります。

このような状況の中で、戦傷病者、戦没者遺族、生活の基盤を失った引揚者など一般の国民と異なり特別の措置を必要とする者については、これまで政府により所要の措置が講じられてきたところでありますが、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題などのいわゆる戦後処理問題については、その後も政府に対する要望が強く、種々の論議が行われてきたところであります。

これらの関係者の御労苦を思うとき、戦後43年経過した現時点において、なお強い要望を寄せているその心情には深く心を致す必要があるものと考えます。

今必要なことは、これらの方々の御労苦を、悲惨な戦争の真実の姿として忘ることなく後世に伝えることであり、戦争を体験したことのない世代も含めた全ての国民が、関係者に対し慰藉の気持ちを表すとともに、あらためて平和の尊さを思い、21世紀に向けて世界の平和に貢献していくよう努めることであります。

このたび、平和祈念事業特別基金等に関する法律が制定され、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題を中心とするいわゆる戦後処理問題の関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉

の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金に関する規定が設けられて、民間の發意により同基金を設立する途が開かれたことは、極めて時宜にかなった意義深いものと考えます。

我々発起人一同は、以上の考えにより、同法に基づき、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、ここに平和祈念事業特別基金を設立しようとするものであります。

昭和63年6月14日

平和祈念事業特別基金  
設立発起人一同

## (5) 組織・定員・所掌事務

### ① 役員

基金の業務執行機関として、理事長、理事2名（うち1名は非常勤）、監事1名が置かれ、隨時役員会が開催されている。

### ② 運営委員会

基金の運営に関する重要事項を審議する機関として、基金の業務に関し学識経験を有する者10名をもって構成する運営委員会が置かれている。

なお、同委員会の委員の構成状況及び開催状況は、次のとおりである。

運営委員会委員一覧（昭和63年8月26日～平成15年9月30日）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	昭63.11.2 ～ 平2.8.25	平2.10.3 ～ 4.10.2	平4.11.2 ～ 6.11.1	平6.11.2 ～ 8.11.1	平8.12.15 ～ 10.12.14	平10.12.15 ～ 12.12.14	平12.12.15 ～ 14.12.14	平15.1.29 ～ 15.9.30
委員長	石原俊	石原俊	石原俊	石原俊	石原俊	石原俊	石原俊	禿河徹映
委員長代行	吉國一郎	吉國一郎	吉國一郎	吉國一郎	吉國一郎	吉國一郎	吉國一郎	原野和夫
委員	青木泰三	青木泰三	青木泰三	青木泰三	青木泰三	青木泰三	青木泰三	青木泰三
〃	猪木正道	猪木正道	猪木正道	猪木正道	猪木正道	堀江湛	堀江湛	堀江湛
〃	岩村精一洋	岩村精一洋	岩村精一洋	岩村精一洋	武山泰雄	原野和夫	原野和夫	—
〃	小林龍雄	小林龍雄	小林龍雄	小林龍雄	石井米雄	石井米雄	—	—
〃	田村可城 ～平2.5.1 星澤實 平2.5.25～	星澤實	星澤實	星澤實	星澤實	星澤實	星澤實	星澤實
〃	角田フサ	角田フサ	角田フサ	角田フサ	杉本苑子	杉本苑子	杉本苑子	杉本苑子
〃	禿河徹映	禿河徹映	禿河徹映	禿河徹映	禿河徹映	禿河徹映	禿河徹映	山田馨司
〃	結城吉之助	結城吉之助	結城吉之助	結城吉之助	結城吉之助	渡邊行久	渡邊行久	渡邊行久

## 運営委員会開催状況

回	年月日	議事
1	63. 9. 19	(1) 委員長選出 (2) 委員長あいさつ (3) 議事規則の決定 (4) 委員長代行指名 (5) 事務説明 ア 平和祈念事業特別基金の概要について イ 定款、業務方法書について ウ 昭和63年度事業計画及び収支予算について (6) 事務説明に対する質疑
2	63. 10. 18	自由討議 (特別基金事業調査研究報告書、調査事業、個別給付)
3	63. 11. 14	(1) 昭和63年度資料収集事業に関する暫定方針 (2) 恩給欠格者に係る調査事業 (恩欠者に係る基礎調査) (3) 自由討議 (4) その他
4	63. 12. 18	(1) 自由討議 (抑留関係、恩欠関係、引揚関係) (2) その他
5	元 1. 17	(1) 平成元年度における懸籍事業のあり方について (参考1 : 29頁) (2) その他
6	元 3. 22	(1) 平成元事業年度収入支出予算 (案) について (2) 平成元事業年度事業計画 (案) について
7	元 6. 28	(1) 昭和63年度財務諸表、事業報告及び決算報告 (案) について (2) 昭和63年度資料収集に関する所在調査の報告について (3) 平成元年度における新規事業の進め方について
8	元 12. 4	(1) 平成元事業年度における事業の進捗状況報告 (2) 恩給欠格者基礎調査の結果報告 (3) 自由討議 (関係団体からの意見、要望聴取と討議)
9	2. 3. 8	(1) 平成2事業年度収入支出予算 (案) について (2) 平成2事業年度事業計画 (案) について (3) 恩給欠格者に対する新規懸籍事業について

回	年月日	議事
10	2. 5.30	(1) 恩給欠格者に対する新規懸籍事業について (2) 戦後強制抑留関係者からの要望事項について (3) 在外財産問題関係者からの要望事項について
11	2. 6.25	(1) 平成元事業年度財務諸表、事業報告書及び決算報告(案)について (2) 恩給欠格者に対する新規懸籍事業について(参考2:32頁) (3) その他(恩給欠格者基礎調査の結果、戦後強制抑留関係者からの要望事項検討 状況報告)
12	2. 12. 4	(1) 委員長の選任等について (2) 平成2事業年度の業務概況報告について (3) 平成3事業年度の予算概算要求について (4) 在外財産(引揚者)問題について (5) 自由討議
13	2. 12. 26	引揚者に対する懸籍事業について(参考3:33頁)
14	3. 3.22	(1) 平成3事業年度収入支出予算(案)について (2) 平成3事業年度事業計画(案)について
15	3. 6.24	(1) 平成2事業年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書(案)について (2) 千島、南樺太等における抑留者の処遇について (3) 引揚者に対する書状贈呈事業について
16	4. 3.25	(1) 平成4事業年度収入支出予算(案)について (2) 平成4事業年度事業計画(案)について (3) 自由討議
17	4. 6.24	(1) 平成3事業年度決算報告書(事業報告、決算報告)について (2) その他
18	5. 3.26	(1) 委員長の選任等について (2) 平成5事業年度収入支出予算(案)について (3) 平成5事業年度事業計画(案)(含業務方法書改正)について (4) 資料所在調査結果報告書について (5) その他
19	5. 6.23	(1) 平成4事業年度決算報告書(事業報告、決算報告)について (2) その他
20	5. 10.14	(1) 平成5事業年度の事業の進捗状況報告について (2) その他

回	年月日	議 事
21	6. 3.17	(1) 平成6事業年度収入支出予算(案)について (2) 平成6事業年度事業計画(案)(含業務方法書改正)について (3) 自由討議
22	6. 6.22	(1) 平成5事業年度決算報告書(案)について (2) その他
	6. 12	恩欠の範囲拡大について(参考4:34頁) <span style="float:right">※持ち回り処理</span>
23	7. 3.27	(1) 委員長の選任等について (2) 平成7事業年度収入支出予算(案)について (3) 平成7事業年度事業計画(案)(含業務方法書改正)について
24	7. 6.22	(1) 平成6事業年度決算報告書(案)について (2) その他
	7. 12	恩欠の範囲拡大について(参考5:35頁) <span style="float:right">※持ち回り処理</span>
25	8. 3.21	(1) 平成8事業年度収入支出予算(案)について (2) 平成8事業年度事業計画(案)について (3) その他
26	8. 6.24	(1) 平成7事業年度決算報告書(事業報告、決算報告)について (2) その他
27	9. 3.25	(1) 委員長の選任等について (2) 平成9事業年度収入支出予算(案)について (3) 平成9事業年度事業計画(案)について (4) その他
28	9. 6.25	(1) 平成8事業年度決算報告書(事業報告、決算報告)について (2) その他
29	10. 3.25	(1) 平成10事業年度収入支出予算(案)について (2) 平成10事業年度事業計画(案)について (3) その他
30	10. 6.25	(1) 平成9事業年度決算報告書(事業報告、決算報告)について (2) その他
31	11. 3.25	(1) 委員長の選任等について (2) 平成11事業年度収入支出予算(案)について (3) 平成11事業年度事業計画(案)について (4) その他
32	11. 6.9	(1) 平成10事業年度決算報告書(事業報告、決算報告)について (2) その他

回	年月日	議事
	11. 12	恩欠の範囲拡大について（参考6：36頁） ※持ち回り処理
33	12. 3. 22	(1) 平成12事業年度収入支出予算（案）について (2) 平成12事業年度事業計画（案）について (3) その他
34	12. 6. 9	(1) 平成11事業年度決算報告書（事業報告、決算報告）について (2) その他
35	13. 3. 23	(1) 委員長の選任等について (2) 平成13事業年度収入支出予算（案）について (3) 平成13事業年度事業計画（案）について (4) その他
36	13. 6. 7	(1) 平成12事業年度決算報告書（事業報告、決算報告）について (2) その他
37	14. 3. 25	(1) 平成14事業年度収入支出予算（案）について (2) 平成14事業年度事業計画（案）について (3) その他
38	14. 6. 11	(1) 平成13事業年度決算報告書（事業報告、決算報告）について (2) その他
39	15. 3. 25	(1) 委員長の選任等について (2) 平成15事業年度収入支出予算（案）について (3) 平成15事業年度事業計画（案）について (4) その他
40	15. 6. 12	(1) 平成14事業年度決算報告書（事業報告、決算報告）について (2) その他

(参考 1 )

平成元年度における慰藉事業のあり方（第 1 回報告）

平総総第 4 号

平成元年 1 月 17 日

内閣総理大臣 竹下 登 殿

平和祈念事業特別基金

理事長 藤井 良二

平成元年度慰藉事業のあり方について（報告）

平和祈念事業特別基金運営委員会において、平成元年度における慰藉事業のあり方について審議を重ねてきたところである。

今般、同委員会において、別添のとおり意見が取りまとめられたので報告いたします。

(別添)

(平成元年1月17日)

平和祈念事業特別基金運営委員会は、去る昭和63年8月に発足して以来、戦後強制抑留者問題、恩給欠格者問題、在外財産問題を中心とするいわゆる戦後処理問題の関係者に対する慰藉事業のあり方について、過去5回にわたり慎重に審議を重ねてきた。当委員会として、平成元年度の基金の慰藉事業のあり方についての意見を次のとおり報告する。

### 1 三問題に共通する事項

関係者の高齢化がすすんでいるため関係者の労苦に関する資料の収集を早急に進める必要があり、このため、昭和63年度において、資料収集事業に関して、資料の所在調査に取り組むこととしたところであるが、平成元年度においては、引き続きこれを推進する必要がある。なお、資料の収集に関連して、その保管、展示方法について検討する必要が生じると思われるが、これについては、収集する資料の内容、規模とも密接に関連してくるものであり、資料に関する調査の状況を見ながら、今後、検討する必要がある。なお、基金に対する出資については、基金の事業を迅速かつ円滑にすすめていくため、法律の趣旨に沿って的確に行うべきである。

### 2 戦後強制抑留者に関する事項

戦後強制抑留者は、戦後、酷寒な地に強制抑留され、過酷な条件の中で強制労働に従事するなどの悲惨な体験をされたところである。これらの状況を踏まえ、抑留中に死亡した者の慰靈事業に関する関係者の要望に配慮し、慰靈碑の建立等に関する事業を図ることが望ましい。また、強制抑留に関する調査研究にも取り組むとともに、強制抑留に関する出版物を買上げて、これを図書館等に頒布する必要がある。なお、平和祈念事業特別基金等に関する法律第3章に規定する事業に関して、現地死亡者に対しても慰労品等を贈呈するほか、年金たる恩給等を受けている者に対しても慰労金を支給すべきであるとの意見があったが、当委員会として結論を出すことは適当でないと思われる。

### 3 恩給欠格者に関する事項

国のために家族を残し、危険な戦務に従事したにもかかわらず、軍歴期間が短いために年金恩給を受給できない恩給欠格者が国に対して何らかの措置を要望する心情は理解できないものではない。他方、国としての何らかの措置を検討する場合、他の戦争犠牲者との均衡を考慮し、国民の理解が得られるものであることが肝要である。これらの点を踏まえて、国として慰藉の気持ちを表すため、一定の資格要件を満たす者（外地勤務者で加算を含めて3年以上の者）に書状を、このうち70歳以上の者には、高齢の者から順に、記念品を併せて贈呈する措置を開始することが適当であると思われる。

#### 4 引揚者に関する事項

引揚者は、敗戦及びその後の引揚げの過程でほとんどすべての財産のほか、人間関係、生活利益等の生活を支えまで根こそぎ失うに至るとともに、幾多の辛酸をなめたところである。これらの状況を踏まえて、過去2回にわたり、特別交付金等の支給が行われたところであるが、さらに引揚者の引揚げ過程における労苦、引揚後の生活再建に関する労苦等についての調査研究に取り組むとともに引揚げに関する出版物を買上げて、これを図書館等に頒布する必要がある。

## (参考 2) 恩給欠格者新規慰藉事業の内容について

平成2年6月25日  
運営委員会

### 1 事業の趣旨・目的

国のために家族を残し、危険な戦務に従事したにもかかわらず、軍歴期間が短いために年金恩給を受給できない恩給欠格者に対しては、国として慰藉の気持ちを表すため、基金果実により、平成元年度から、一定の資格要件を有する者に書状及び銀杯の贈呈を行っているところであるが、さらに、現行の措置に加えて慰藉のための措置を講じようとするものである。

### 2 事業の概要

本事業は、いわゆる戦後処理問題についてこれまで講じられてきた措置や他の戦争犠牲者との均衡に十分配慮するとともに、国民の理解の得られる範囲で行うことが肝要である。こうした諸要件を勘案して、その内容は次のとおりとすることが妥当である。

#### (1) 対象者

現行の書状・銀杯贈呈事業の対象者のうち、年齢順に申請を認める。

(注1) 現行事業対象者とは、「恩給法でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給又はその在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者のうち外地等に勤務した経験があり、加算年を含めた在職年が3年以上の者（戦後強制抑留者を除く。）で、請求時において日本国籍を有する者」をいう。

(注2) 申請は、現行の書状・銀杯贈呈事業対象者に対して行われるものであることから、なるべく簡素な手続きとする。

#### (2) 贈呈事業の内容

現行の書状・贈呈事業に加え行われる慰藉事業として適當と認められる物品（サービス利用券を含む。）の贈呈を行うものとする。贈呈する物品としては、例えば、銀杯ケース・書状額縁セットあるいは旅行券といったものが考えられるが、関係者の要望も聴取した上で、基金理事長が別に定めるものとする。

なお、長期入院加療中の者、高齢であって介護を要する者、離島・山間など特に交通不便の地に居住の者等所定の物品では慰藉を受け難い特段の事情のある者に対しては、その旨の申し出を受けて、理事長の定めるところにより、当該関係者の実情に即した適切な給付を行うよう努めるものとする。

#### (3) 費用

1件当たり3万円とする。

### (参考 3) 引揚者に対する慰謝事業について

平成2年12月26日

運営委員会

引揚者に対する慰謝事業を次のとおり実施することが適當である。

#### 1 事業の趣旨

引揚者在外財産問題については、関係者が先の大戦の結果に伴い人間関係や生活利益などを含む特別の意義を持つ財産を喪失したことに着目して、この問題に対する最終的な収束を図る措置として引揚者特別交付金が支給されたところである。この措置が講じられていること及び他の戦争犠牲者との均衡について十分勘案するとともに、国民の理解を得られる範囲内の措置とすることに配慮し、引揚げからその後の生活再建に至る労苦を慰藉するため、基金果実により、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

#### 2 贈呈対象者等

(1) 贈呈は、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」による特別交付金の支給を受けた引揚者（注）に対して行う。

（注）①引揚世帯を代表して特別交付金を請求した場合にあっては、当該代表して請求した（代表請求者）とする。

②代表請求者が死亡している場合等の取扱いについては、基金理事長が別に定めるものとする。

(2) 書状の贈呈を受けようとする者は、直接基金理事長に請求するものとする。なお、請求手続きはなるべく簡素なものとすること。

#### 3 事業の開始等

(1) 事業に着手するに当たり必要となる関係資料の整備を早急に進めるとともに、財源見通しや基金運営の諸状況を踏まえ、できるだけ早期に書状の贈呈を開始するように努めるものとする。

(2) 事業の性格にかんがみ、請求については一定の期限を付すものとする。

## (参考4) 恩給欠格者書状・銀杯贈呈事業の資格要件緩和について

平成6年12月  
運営委員会

### 1 趣旨・目的

国のために家族を残し、危険な戦務に従事したにもかかわらず、軍歴期間が短いために年金恩給を受給できない恩給欠格者に対しては、国として慰藉の気持ちを表すため、基金果実により、平成元年度から、一定の資格要件（外地等に勤務した経験があり、加算年を含めた在職年が3年以上の者）を有する者に書状及び銀杯の贈呈を行っているところである。

平成7年度から、現行措置に加えて、在職年が短いためこの事業に該当しない者に対する慰藉のための措置を講じようとするものである。

### 2 措置の概要

今回の措置は、いわゆる戦後処理問題についてこれまで講じられてきた措置や他の戦争犠牲者との均衡に十分配慮するとともに、国民の理解の得られる範囲で行うことが肝要であり、こうした諸要件を勘案して、その内容は次のとおりとすることが妥当である。

#### (1) 対象者

外地等に勤務した経験があり、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、  
実在職年1年以上の者

#### (2) 贈呈内容

書状及び銀杯

（注）新規慰藉事業の慰労の品は、今回の措置の対象者には贈呈しない。

## (参考5) 恩給欠格者書状・銀杯贈呈事業の資格要件緩和について

平成7年12月  
運営委員会

### 1 趣旨・目的

国のために家族を残し、危険な戦務に従事したにもかかわらず、軍歴期間が短いために年金恩給を受給できない恩給欠格者に対しては、国として慰藉の気持ちを表すため、基金果実により、平成元年度から、外地等に勤務した経験がある者で、加算年を含めた在職年が3年以上の者に書状、銀杯及び慰労の品の贈呈を、また、平成7年度から、外地等に勤務した経験がある者で、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、実在職年1年以上の者に書状及び銀杯の贈呈を行っているところである。

平成8年度から、現行措置に加えて、外地等に勤務した経験がないためこの事業に該当しない者に対する慰謝のための措置を講じようとするものである。

### 2 措置の概要

今回の措置は、いわゆる戦後処理問題についてこれまで講じられてきた措置や他の戦争犠牲者との均衡に十分配慮するとともに、国民の理解の得られる範囲で行うことが肝要であり、こうした諸要件を勘案して、その内容は次のとおりとすることが妥当である。

#### (1) 対象者

外地等に勤務した経験がなく、加算年を含めた在職年が3年以上の者

#### (2) 贈呈内容

内閣総理大臣名の書状

## (参考6) 恩給欠格者書状・銀杯贈呈事業の資格要件緩和について

平成11年12月  
運営委員会

### 1 趣旨・目的

国のために家族を残し、危険な戦務に従事したにもかかわらず、軍歴期間が短いために年金恩給を受給できない恩給欠格者に対しては、国として慰藉の気持ちを表すため、基金果実により、平成元年度から、外地等に勤務した経験がある者で、加算年を含めた在職年が3年以上の者に書状、銀杯及び慰労の品の贈呈を、また、平成7年度から、外地等に勤務した経験がある者で、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、実在職年1年以上の者に書状及び銀杯を、さらに、平成8年度から、外地等に勤務した経験がなく、加算年を含めた在職年が3年以上の者に書状の贈呈を行っているところである。

平成12年度から、現行措置に加えて、外地等に勤務した経験がなく、加算年を含めた在職年が3年未満である等この事業に該当しない者に対する慰謝のための措置を講じようとするものである。

### 2 措置の概要

今回の措置は、いわゆる戦後処理問題についてこれまで講じられてきた措置や他の戦争犠牲者との均衡に十分配慮するとともに、国民の理解の得られる範囲で行うことが肝要であり、こうした諸要件を勘案して、その内容は次のとおりとすることが妥当である。

#### (1) 対象者

- ① 外地等に勤務した経験がなく、加算年を含めた在職年が3年未満の者うち、実在職年が1年以上の者
- ② 現行慰藉事業及び①の対象となり得た者で、亡くなった者

#### (2) 贈呈内容

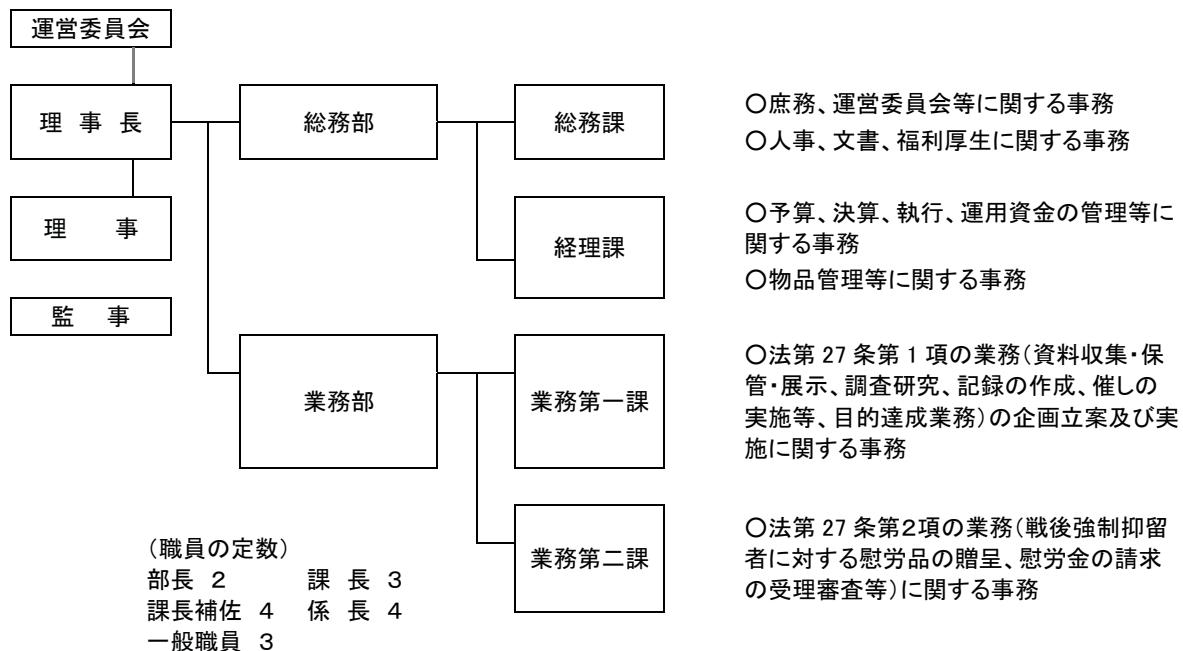
内閣総理大臣名の書状（名あて人は恩給欠格者本人）

#### (3) 請求期限

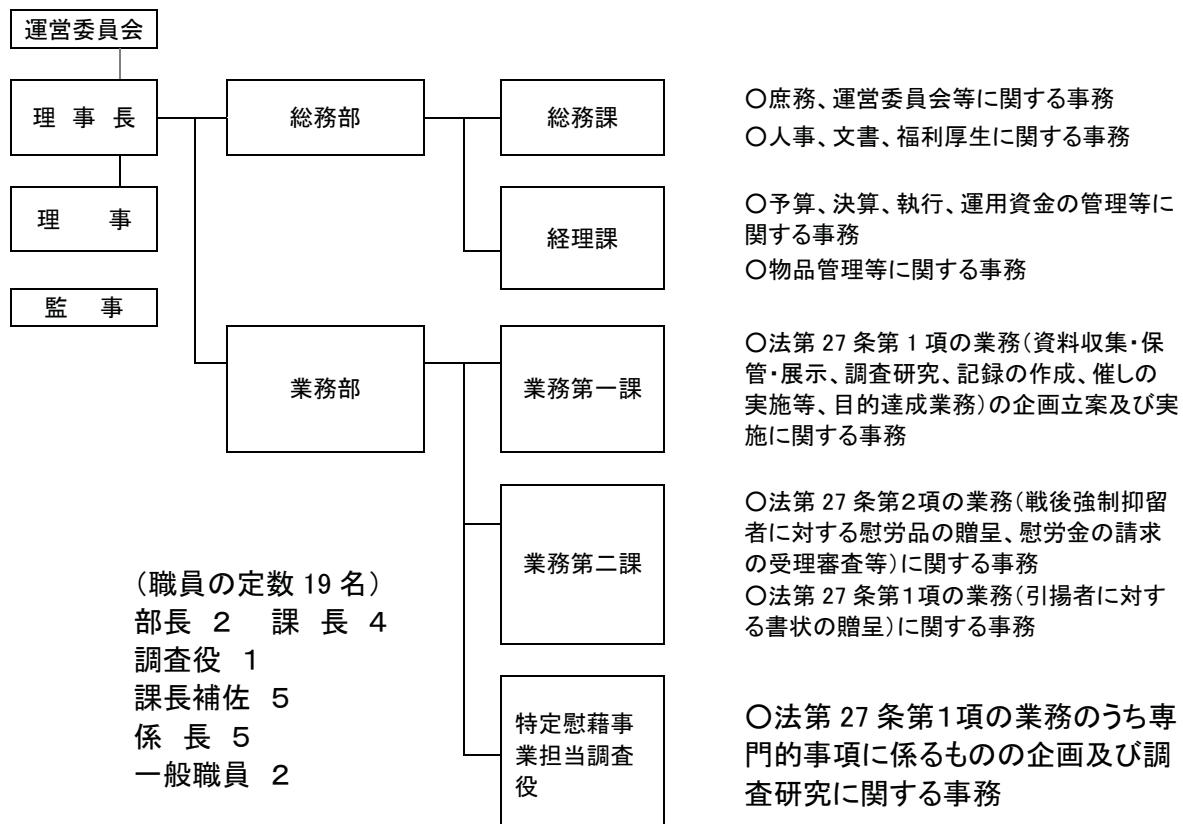
事業の性格に鑑み、(1)の②の者に対する書状の請求については、一定の期限を付すものとする。

### ③ 事務局

【昭和63年7月1日 組織図】



【平成10年7月1日 組織図】



【平成12年4月1日 組織図】

